

県土強靭化を加速する公共事業の着実な執行について (入札・契約制度の一部改正)

大規模自然災害を迎える「県土強靭化」を加速するため、ウクライナ危機や円安の進行による「建設資材高騰」に対応するとともに、公共事業の円滑かつ着実な執行を図る。

1 市場動向に即応した設計金額の算出

建設資材の価格高騰を設計金額へ適正に反映するため、物価資料に掲載されている全ての資材を毎月調査し、県単価を改定する。

(※令和4年10月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用)

2 公共事業の着実な執行

(1) 受注機会の拡大

意欲ある建設企業の育成により県土強靭化を加速するため、土木一式工事において、1ランク上の工事にチャレンジできる「チャレンジ企業支援型工事」を創設する。

(※令和4年8月20日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用)

(2) 総合評価落札方式における評価の見直し

橋梁塗装工事における総合評価落札方式の工事成績の「補正係数 β 」について、当面の間の措置を廃止し、企業・技術者の技術力を適正に評価する。

(※25百万円以上： $\beta=1.5$ 、10百万円以上25百万円未満： $\beta=1.2$ 、10百万円未満： $\beta=1.0$)

(※令和5年1月1日以降に入札公告を行う案件から適用)

3 暴力団排除の徹底

公共工事における暴力団排除を徹底するため、徳島県公共工事標準請負契約約款において、催告によらず契約を解除することのできる要件を拡充する。

(※令和4年10月1日以降に契約締結を行う案件から適用)